

「全戸配布」

町内会だより 1号 2019.4.22

【町内会の理念：地域共助＋福祉＋親睦＋環境】 南本町町内会

平成30年度定期総会報告

4月13日(土)午前10時30分から本町振興会館において令和元年度(平成31年度)南本町町内会定期総会を開催して、役員から提出された議案を一部修正して原案通り可決決定しました。その他に会員から提出された南本町町内会会則の一部改正動議が提出され下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

役員改選については現在の役員全員が留任で下記の通り承認されました。

令和元年度(平成31年度)皆様の理解と協力のお陰で無事に事業を終了することができました。令和元年度も地域共助と親睦・福祉・環境の理念を大切にしながら事業を実施して参ります、会員皆様の尚一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

◎議案第1号 平成30年度事業報告、会計報告、監査報告について

1. 事業報告の中で9月17日の敬老・観楓会湯の川河畔亭(29名参加)で行われた事業内容が抜け落ちていましたので追加挿入してください。
2. 事業報告の枠外のその他事項の中で、高齢者宅を誕生日に花束持参で訪問とありますが、2～3年前から誕生日ではなく誕生月に花束持参で訪問活動を行っております。

◎議案第2号 七飯町南本町町内会「創立五十周年記念式典・祝賀会記念事業」収支報告について

原案通り可決決定いたしました。

◎議案第3号 創立五十周年記念積立金残金の次年度繰越について

原案通り108,536円を次年度一般会計に繰り入れました。

◎議案第4号 令和元年度(平成31年度)事業計画(案)、令和元年度(平成31年度)会計予算(案)について

1. ここ数年、お楽しみ会で「いきいき健康体操」健康寿命を伸ばそうの合言葉で実施してきましたが、参加人数も少なくなっていることとか、体操を行い弁当を食べてすぐ解散するのではなく、食事をとりながらふれあいの時間を設けてもらいたい。また、絵手紙などの講習会も開催してほしいという意見がありました。
役員会で検討して実施して参ります。
2. 支出の部の新たな項目に支援共済費(除雪お礼、共済掛金、日赤寄付)を加えました。
3. 雑費として268,358円になりますが、その中で防災対策を行うことになりました。(防災の課題を見つける実態調査を行ってから次年度総会で審議してから支出

致します)

◎議案第5号 平成31年度役員改選について

※ 令和元年度・二年度役員改選（理事毎年）

役職名	令和元年・二年度役員(理事毎年)	
会長	佐藤 健範	
副会長	藤田 弘子	
副会長	松井美智子	
総務部長	高橋 信子	
福祉部長	松井副会長兼務	
会計	竹内 熱志	
外灯部長	小本 秀輝	
監事	新井田 邦雄	
監事	石田 廣紀	
理事1班	小本 松野	
理事2班	大清水 新一	
理事3班	足立 伸次	
理事4班	泊出 恵子	
理事5班	瀧本 剛夫	
理事6班	松井 美智子	
見守り隊	第1班理事	牧野 郁美
	第2班理事	工藤 敦子
	第3班理事	足立 里子
	第4班理事	石田 順子
	第5班理事	藤田 弘子
	第6班理事	松井美智子
	幹事	牧野 郁美 ・ 山谷 哲子 工藤 敦子 ・ 澤谷よし子 松村由美子 ・ 菅原 郁子 足立 里子 ・ 高橋 信子 佐藤恵美子 ・ 石田 順子 泊出 恵子 ・ 岩佐恵子 藤田 弘子 ・ 竹内紀世子 松井美智子
以上 15 名		

◎南本町町内会会則の一部改正動議について

七飯町南本町町内会会則の一部改正を行いました。（下線部分改正箇所）

七飯町南本町町内会会則

第 1 条（名称及び事務所）

1. 本会は、七飯町南本町町内会と称し、事務局を会長宅に置く。

第 2 条（区域及び会員）

1. 本会の区域は、南本町地区(別紙付図)内とし、区域内に居住する各世帯を持って会員とする。

第 3 条（目的）

1. 本会は、会員の親睦、協力して住みよい地域づくり、住民の福祉を増進することを目的とする。

第 4 条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - 会 長 1名
 - 副 会 長 2名
 - 総 務 部 長 1名
 - 福 祉 部 長 1名 ・ ・ ・見守り隊各班理事(各班1名)、 見守り隊幹事(若干名)
 - 会 計 1名
 - 外 灯 部 長 1名
 - 理 事 (班 長) 若干名
 - 監 事 2名
2. 会長、副会長、総務部長、福祉部長、会計、外灯部長、監事は総会において選出し、福祉部見守り隊各班理事は幹事の中で互選する。
3. 会長は、必要あるときは、部会を置くことができる。

第 5 条（任期）

1. 役員(理事を除く)の任期は、2年とし、再任は妨げない。
2. 理事の任期は1年とし、原則班内での輪番制とする。役員重複する場合は兼務とする。
3. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条（職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を助け、会長事故ある時は、会務を代行する。副会長1名は福祉担当者として任に当たる。
3. 総務部長は会務の推進並びに福祉担当者として任に当たる。
4. 会計は会の経理を担当し、会務の円滑な運営に寄与する。
5. 福祉部長は(福祉、親睦、環境)の実践面とボランティア的活動の推進を担当する。部

内の見守り隊理事は町内会行事の際には、アトラクションの準備・遂行に当たる。

6. 外灯部部長は会の街路灯の維持管理、改善の任に当たる。
7. 理事は会務に関わる金銭の徴収、行政刊行物・会の印刷物等を回覧、配布を行う。又役員会に於いて必要事項を協議する。
8. 監事は会務及び会計の執行を監査する。
9. 会員は会の運営その他の関して必要あるときは、会員1/3以上の賛同を得て臨時総会を招集することが出来る。

第 7 条 (役員等活動費)

1. 第4条(役員)に係る本会の役員に対する活動費を支給する。(年額)

	役職名	人数	活動費金額
(1)	会長	1名	10,000円
(2)	副会長	2名	5,000円
(3)	総務部長	1名	10,000円
(4)	会計	1名	10,000円

2. 上記役員で兼職する時は支給活動費の額の高い方で支給する。

第 8 条 (会議)

1. 総会は毎年4月に会長が招集し、必要あるときは、臨時総会を開くことが出来る。
2. 本会の予算、決算及び会則の変更は総会の決議を経なければならない。
3. 議長は総会で選出する。
4. 総会の議事は、出席者の過半数を持って決する。

第 9 条 (役員会)

1. 役員会は、会長が必要あるときに招集し、必要な会務を執行する。

第 10 条 (会計)

1. 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
2. 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てる事とする。

第 11 条 (会費)

1. 本会の会費は、1世帯月350円とする。

第 12 条 (慶弔)

1. 本会の会員及び家族が死亡したとき、弔意を表する。

付則

1. 本規則は、昭和63年(1988年)3月24日制定する。

2. 町内会に必要な帳簿を整備するものとする。
3. 平成7年(1995年)11月15日一部改正する。
4. 平成9年(1997年)3月15日一部改正する。
5. 平成10年(1998年)3月15日一部改正する。
6. 平成13年(2001年)4月7日一部改正する。
7. 平成14年(2002年)4月6日一部追加・改正する。
8. 平成16年(2004年)4月3日一部追加・改正する。
9. 平成17年(2005年)4月10日一部追加・改正する。
10. 平成18年(2006年)4月3日一部追加・改正する。
11. 平成27年(2015年)4月4日一部追加・改正する。
12. 平成30年(2018年)4月14日一部追加・改正する。
13. 平成31年(2019年)4月13日一部追加・削除改正する。